

平成 30 年 10 月 9 日

各部課等の長 殿

総務部長

平成 31 年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が 9 月 10 日に発表した 2018 年 4～6 月期の実質国内総生産 (GDP) の改定値は、前期比 0.7% 増、年率換算で 3.0% 増と 2 四半期ぶりのプラス成長となった。設備投資が堅調を維持しているほか、個人消費も高めの伸びを示したことが要因と見ている。また、雇用・所得環境の改善傾向が持続し、個人消費の回復基調を支えており、国内需要にけん引される形で景気回復が続く見通しとしている。

2. 国政の動向等

国においては、7 月 10 日に「2019 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」いわゆる「概算要求基準」が閣議了解され、平成 31 年度予算は、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを示した。

年金・医療については、高齢化に伴う自然増として 6,000 億円を加算した範囲内の要求としている。経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、年金・医療等に係る経費については、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、「新経済・財政再生計画」で示された考え方を踏まえ、平成 31 年度予算に反映することとしている。

予算の重点化の観点から、「基本方針 2018」及び「未来投資戦略 2018」等を踏まえた諸課題については、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置することとし、一定の条件の範囲内で要望できることとしている。

地方交付税交付金等については、昨年度に引き続き、「経済財政再生計画」との整合性に留意することとしている。

また、消費税率の引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から別枠で臨時・特別の措置を講ずることとしている。

このような方針の中、9 月 7 日に公表された各省庁からの概算要求の一般会計総額は 102 兆 7,658 億円となり、前年度と比較し、1 兆 8,072 億円の増 5 年連続 100 兆円超となった。また、消費増税に備えた景気対策が概算要求とは別枠で上乘せされるなど、歳出拡大圧力は強まっており、歳出改革は待ったなしの状況の中、非常に厳しい局面を迎えている。

3.本市の財政状況等

平成 29 年度の決算は、形式収支・実質収支ともにすべての会計で黒字となった。

歳入は、市税が 100 億円台を維持し、堅調に推移したほか、地方譲与税や地方消費税交付金の回復に伴い経常一般財源が約 1 億 8,000 万円の増収となった。

他方、歳出は、子ども・子育て支援事業をはじめとした扶助費が依然として膨らんでおり、地域手当の引上げ等に伴う人件費の増や償還方法の見直しに伴う公債費の増も重なり、義務的経費が増加した。

厳しい歳出環境を市税等の一般財源の増収がカバーし、実質収支は前年度同水準を維持したものの、近年、将来の臨時事業の実施に備え継続的に行ってきた剰余金や収支改善による基金の積み増しが途切れたことから、決算は悪化傾向と言える。

「龍ヶ崎市財政運営に関する基本指針等に関する条例」で示す各指標は、経常収支比率は 93.0%と、昨年から 0.8 ポイント回復したものの依然として高水準であり、積立金残高比率は 43.2%と 1.1 ポイント悪化し、いずれの指標も県内市平均を下回っている。また、実質債務残高比率は、194.1%と 11.6 ポイント減と大幅に改善したが、条例で示す指標には未だ届いていない状況である。

平成 30 年度の財政収支見通しであるが、緩やかな景気回復が進むとされているものの、市税や地方消費税交付金等の一般財源の伸びは不透明な情勢であり、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税総額は前年度から約 2 億 7,000 万円の減収となり、歳入環境は非常に厳しい状況である。

歳出面は、公債費や都市再生機構立替償還金などが依然として高水準で推移する中、社会保障関係費の伸びも依然として想定され、昨年度に更新した電算システム関連経費の平年化や、中学校へのタブレット端末等導入などによる物件費の増も見込まれる。

また、公共施設の更新は、保全計画を作成のうえ中期事業計画に計画的に計上し、適切な時期に行う予定であるが、道の駅整備事業が本格化することに加え、佐貫駅周辺の整備などの大型事業を控えているため、投資的経費の増大が予想される。

さらに、前述のとおり、繰越金が昨年度と同水準であったことに加え、地方交付税が大幅に減収となっていることから、9 月の補正予算で、財政調整基金 4 億円の取崩しを回避する予定であったが、2 億円の繰り戻しに留まり、今後の財政運営によっては、平成 20 年度以来の取崩しが現実味を帯びてきている。

4.平成 31 年度の予算編成の進め方

このような状況の中、平成 31 年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、平成 30 年 10 月 5 日付け「平成 31 年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1)平成 31 年度は、第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン(以下、戦略プラン)の 3 年目

であり、プランに掲げた目標の実現に向け、戦略に沿った施策を展開するための取組を実行するための予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準を維持できるよう、費用対効果を把握し、事業内容や事業主体等の適否を検証し、適正な予算要求とすること。「自然増」「当然増」は安易に過大に見積もることなく、抑制に努めること。なお、経常的経費が今年度を上回る場合には、合理的な説明ができるようにすること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」「戦略プラン掲載事業」「インフラ整備等」「施設更新」「情報システム」分における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)に財源を優先配分するものとし、その他の事業については、ゼロベースとする。

なお、概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選することに留意すること。

(4) 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限る。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.平成 31 年度の予算編成の留意事項

(1) 条例による財政運営影響額の試算等の義務付け(条例第 19 条)

龍ヶ崎市は「財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、財政の健全化に取り組んでいる。総事業費が公共施設(庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物)で 1 億円以上、社会基盤施設(道路、河川、橋りょう、下水道、公園など)で 2 億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果(向こう 30 年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

(2) 公共施設の管理の最適化(条例第 9 条)

公共施設により提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設再編成の基本方針に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留ま

らない新たな活用策，高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は，財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また，公共サービスの財源は，市税などにより広く負担されることが大原則であり，担税力のある者が納税せず，公共サービスを享受することは，公平性を著しく損なうものであり，目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ，引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また，使用料等は，その利用者とは非利用者との負担の公平性については，利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から，受益者負担の適正化について精査するとともに，適正な債権管理に努めること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあつては，仕様書・設計書の創意工夫をはじめ，発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また，特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあつては，自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに，当市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても，本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

国や県の制度改正や動向に十分留意することとし，常に最新の情報を収集すること。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが，実際の事業について市民のニーズを把握し，内容に精通しているのは予算を要求する事業課である。予算要求にあたっては，市民のために事業を効果的に進めるため最善と思われる予算を計上されたい。